(2)　当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型一時預かり事業が実施され、かつ、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき	（新設）
ニ・ホ　（略）	ニ・ホ　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
②　（略）	②　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			
（報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。			
対象疾病	症状	期間	
（略）	（略）	（略）	
結核	（略）	（略）	
	化膿性リンパ節炎	四月	
	髄膜炎（ＢＣＧによるものに限る。）	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	

改正前			
（報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。			
対象疾病	症状	期間	
（略）	（略）	（略）	
結核	（略）	（略）	
	化膿性リンパ節炎	四月	
	（新設）	（新設）	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信